

平成30年3月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成30年 3月22日 開会

平成30年 3月22日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第3号

平成30年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年3月8日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成30年3月22日（木）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

平成30年3月宮古地区広域行政組合議会定例会

平成30年3月22日（木曜日）

午後1時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施策大綱説明
- 日程第 4 議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 5 議案第2号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

1番	合砂	丈司	君	2番	伊藤	清	君
3番	八重樫	龍介	君	4番	黒沢	一成	君
5番	佐々木	重勝	君	6番	古舘	章秀	君
7番	畠山	昌典	君	8番	畠山	拓雄	君
9番	落合	久三	君	10番	尾形	英明	君
11番	阿部	吉衛	君	12番	菊地	大	君
13番	竹花	邦彦	君				

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳	君
副管理者	宮古市副市長	佐藤	廣昭	君
事務局	局長	飯岡	健志	君
総務課	課長	大久保	一吉	君
施設課	課長	鈴木	登志美	君
消防	長	白鳥	定良	君
消防次長兼消防課	課長	沢田	達雄	君
総務課	課長	畠山	毅	君
指令課	課長	和山	勝富	君
宮古消防署	署長	上沢	隆	君
山田消防署	署長	小林	達広	君
岩泉消防署	署長	佐々木	重光	君

◎開 会

- 議長（竹花邦彦君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより平成30年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（竹花邦彦君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年度定期監査及び平成29年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（竹花邦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、9番、落合久三君、10番、尾形英明君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（竹花邦彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎施策大綱説明

- 議長（竹花邦彦君） 日程第3、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

管理者、山本宮古市長。

- 管理者（山本正徳君） 平成30年3月宮古地区広域行政組合議会定例会の開催にあたり、平成30年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から7年、そして平成28年台風第10号豪雨災害から1年半が経過し、宮古市を初め、構成市町村の復旧・復興の取り組みは着実に進んできており、復興への進展が目に見える形となってきております。今後も住まいと暮らしの再建など、各種の復興事業のさらなる加速化に向けて、進取果敢に取り組むことが求められております。

構成市町村におきましては、平成30年度も引き続き、震災等からの復興計画の着実な実行を図るため、財源について重点的に配分しなければならない状況となっております。

当組合といたしましても、宮古圏域の共同処理事業につきまして、事務事業の内容を精査し、経費の節減に努めながら、効率的、かつ的確な運営となるよう努めてまいりる所存でございます。

それでは、宮古圏域の今後を見据えつつ、平成30年度、当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理事務について申し上げます。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活に直結し、深く関わる業務であることから、安定的、継続的な処理に、万全を期してまいります。

はじめに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みでございます。

現在、平成37年度を目標年次とする一般廃棄物処理基本計画に基づき、震災前の平成22年の水準まで回復することを目標として、ごみの減量化や資源化に取り組んでおるところでございます。

平成30年度も引き続き、構成市町村と連携を図り、事業者や住民と協働し、リデュース、リユース及びリサイクルの3つの活動を意味する3Rの推進に取り組み、生活系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化を促進してまいります。

次に、計画的な施設整備、維持管理の推進でございます。

複数年にわたり基幹的な設備の改良工事を実施した、ごみ焼却施設及びし尿処理施設は、施設の長寿命化とともに温室効果ガスの低減を実現可能といたしました。改良工事により、もたらされた能力と効果を十分に発揮し、安定的、効率的に稼働することで、施設の維持管理の合理化に努めてまいります。

また、埋立処分地施設、リサイクル施設につきましては、施設の長寿命化計画並びに施設整備計画に基づき機械、機器の整備、更新を行い、円滑で継続的な管理運営となるよう事業を実施してまいります。

次に、台風第10号豪雨災害に係る災害廃棄物の処理につきましては、岩泉町の災害廃棄物の処理が、早期に完了するよう、全力で対応をしております。

続いて、消防事務について申し上げます。

近年、災害の多様化、大規模化が進む一方、少子高齢化、人口減少時代の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防行政全般にわたって積極的な対応が求められております。

昨年は大規模な林野火災、地震や風水害などの自然災害が全国各地で頻発し、これまで以上に地域における安全・安心への関心が高まっております。このような状況を踏まえ、あらゆる災害に備えて、消防活動体制を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進、人材育成の充実、消防施設整備など、総合的に施策を推進してまいります。

最初に、救急業務の高度化につきましては、近年、増加傾向にある救急需要に的確に応えるため、引き続き高度な救命処置を行える救急救命士を養成するとともに、メディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。また、住民をはじめ、事業所や学校などに対して応急手当の知識と技術を広く普及させるなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

次に、火災予防行政の推進につきましては、引き続き、防火対象物や危険物施設に対して、防火管理体制の徹底を指導してまいります。また、消防団や婦人防火クラブ等と連携を図りながら、一般家庭に対する防火指導や住宅用火災警報器などの設置、維持管理の指導に努めてまいります。

人材育成の充実につきましては、指導的立場にある職員が、長年の経験によって培ってきた知識や技術の継承に努めるとともに、消防大学校や岩手県消防学校などでの研修に参加し、職員の資質向上を図ってまいります。

消防施設整備につきましては、施設整備計画に基づき、拠点施設の安全性、信頼性の確保を図るため、宮古消防署等の施設の改修及び修繕を実施してまいります。また、消防車両につきましては、救助工作車、資機材搬送車、高規格救急自動車を更新整備し、消防活動の充実強化を図ってまいります。

以上、平成30年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げさせていただきます。

ただいま申し上げました施策の大綱を踏まえ、構成市町村の厳しい財政状況の中、行財政運営の簡素化、効率化を図りながら、平成30年度の事務事業を計上させていただきました。平成30年度の一般会計当初予算額は29億2,582万7,000円となり、前年度に比較して4億8,541万5,000円、14.2%の減少となったところでございます。

宮古地区広域行政組合の管理者として、共同処理事業の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため、鋭意、取り組んでまいります。

議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成30年度予算案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、大綱の説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

◎議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（竹花邦彦君） 日程第4、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 平成30年度予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,582万7,000円と定めるものがございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものがございます。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用について定めるものがございます。

平成30年3月22日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開き願います。

3、歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、議会運営に要する経費で、1節報酬から13節委託料まで、合計242万3,000円の計上でございます。主なものは、議員報酬及び旅費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員人件費など、事務局の業務全般に要する経費で、1節報酬から次の11ページ、12ページにかけてとなります19節負担金補助及び交付金までの合計8,495万円の計上でございます。

2目公平委員会費は、県への事務委託料で、5万円の計上でございます。

2項監査委員費、1目監査委員費は、1節報酬から12節役務費まで、合計37万円の計上でございます。主なものは、委員報酬及び旅費でございます。

3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万円を計上するものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費は、11節需用費及び13節委託料の合計1億5,656万2,000円の計上でございます。主なものは、構成町村のごみ収集に要する経費でございます。

2目ごみ焼却施設費は、職員人件費など、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2節給料から次の13ページ、14ページとなります27節公課費までの合計3億1,632万3,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、施設の設備改良工事の実施効果として修繕料、電気料の低減を見込みますものの、職員人件費の増加及び設備改良工事後の保証期間の終了に伴い、施設の総合点検業務委託を再開することによる増加でございます。

3目埋立処分施設費は、職員人件費など、最終処分場の管理運営に要する経費で、2節給料から次の15ページ、16ページとなります27節公課費までの合計1億1,786万8,000円の計上でございます。予算の減額の主な理由は、施設整備計画に基づく施設の事業費の減少によるものでございます。特定財源として、国庫支出金、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金47万4,000円を充当するものでございます。

4目し尿処理施設費は、職員人件費など、し尿処理施設費の管理運営に要する経費で、2節給料から27節公課費までの合計1億9,557万4,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、施設の設備改良工事の実施効果として、電気料の低減を見込みますものの、職員人件費の増加及び改良工事のため、保守管理等を一時的に休止していた施設の業務委託を再開することによる増加でございます。

5目汚泥混焼施設費は、1,337万6,000円の計上でございます。11節需用費から13節委託料まで施設の管理運営に要する経費でございます。予算の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく施設修繕の増加によるものでございます。

6目リサイクル施設費は、2節給料から次の17ページ、18ページとなります27節公課費までの合計8,809万8,000円の計上で、職員人件費などリサイクル施設の管理運営に要する経費でございます。予算の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく作業機器修繕の増加によるものでございます。

7目災害ごみ処理事業費は、230万円の計上でございます。平成28年の台風第10号により発生した岩泉町の災害ごみの処理に要する経費でございます。

括弧書きのし尿処理施設基幹的設備改良事業費は、事業終了に伴い廃目とするものがございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、消防職員の人件費、消防救急業務等に要する経費で、2節給料から次の19ページ、20ページとなります27節公課費までの合計17億1,251万7,000円の計上でございます。予算の主な増額の理由は、職員人件費の増加によるものがございます。特定財源として、県支出金、岩手県防災航空隊への職員派遣に伴う派遣職員人件費負担金924万8,000円を充当するものがございます。

2目消防施設費は、11節需用費から18節備品購入費までの合計1億9,682万円の計上でございます。補助訓練塔改修工事、高規格救急自動車の購入など、施設整備計画に基づく施設、車両等の整備に要する経費でございます。

5款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費及び次の21ページ、22ページの2項その他公共公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費は、整理科目でございます。

6款公債費、1項公債費、1目元金、3,410万9,000円及び2目利子、247万5,000円の計上は、長期債元金及び利子の償還金を計上するものがございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度と同額の200万円を計上するものがございます。

次に、歳入をご説明をいたしますので、5ページ、6ページにお戻り願います。

なお、歳出でご説明いたしました特定財源につきましては、説明を省略させていただきます。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は、28億3,004万7,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。1節総務8,934万円、2節衛生8億3,262万3,000円、3節消防19億808万4,000円の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、収入見込みにより土地等使用料13万円の計上でございます。

2項手数料、1目衛生手数料は、収入見込みにより処理業許可、ごみ処理及びし尿処理の手数料について、合計5,405万円の計上でございます。

2目消防手数料は、収入見込みにより危険物取扱許可及び諸証明の手数料について、合計100万5,000円の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金から次の7ページ、8ページの4款県支出金、1項県負担金までは、歳出の特定財源でご説明いたしましたので省略いたします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円の計上でございます。

2項財産売払収入、1目物品売払収入は、整理科目でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、整理科目でございます。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子は、収入見込みにより1万円の計

上でございます。

2項雑入、1目雑入は、収入見込みにより、資源物売払代金など3,050万1,000円の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ29億2,582万7,000円の計上で、前年度と比較をいたしまして、歳入歳出それぞれ4億8,541万5,000円の減額でございます。

附表といたしまして、23ページから26ページまで給与費明細書、27ページに地方債に関する調書を添付しております。

以上が平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、予算書もしくは説明資料のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,925,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月22日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳入				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金額	
	款			
1	分担金及び負担金			2,830,047
		1 負担金		2,830,047
2	使用料及び手数料			55,185
		1 使用料		130
		2 手数料		55,055
3	国庫支出金			474
		1 国庫補助金		474
4	県支出金			9,248
		1 県負担金		9,248
5	財産収入			361
		1 財産運用収入		360
		2 財産売払収入		1
6	繰越金			1
		1 繰越金		1
7	諸収入			30,511
		1 組合預金利子		10
		2 雑入		30,501
	** 歳入合計 **			2,925,827

歳出				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金額	
	款			
1	議会費			2,423
		1 議会費		2,423
2	総務費			85,370
		1 総務管理費		85,000
		2 監査委員費		370
3	衛生費			890,111
		1 保健衛生費		10
		2 清掃費		890,101
4	消防費			1,909,337
		1 消防費		1,909,337
5	災害復旧費			2
		1 厚生労働施設災害復旧費		1
		2 その他公共・公用施設災害復旧費		1
6	公債費			36,584
		1 公債費		36,584
7	予備費			2,000
		1 予備費		2,000
	** 歳出合計 **			2,925,827

◎議案第2号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（竹花邦彦君） 日程第5、議案第2号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集の2-1ページをお開き願います。

議案第2号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,225万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,525万4,000円とするものでございます。

平成30年3月22日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、2-6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、46万1,000円の減額は、議員研修及び会議録作成事業の実績見込みによるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、119万3,000円の減額は、職員研修及び地方公会計の整備に係る業務委託料の実績見込みによるものでございます。

3目諸費、80万8,000円の減額は、消防救急デジタル無線工事に係る賠償金に含まれる国庫支出金返還金が確定したことに伴うものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費、1,624万4,000円の減額は、11節需用費及び13節委託料について、施設の費用の実績見込み及び事業の確定により補正するものでございます。

3目埋立処分地施設費、1,366万2,000円の減額は、施設運営の費用の実績見込み及び重機購入費の確定により補正するものでございます。

4目し尿処理施設費、1,297万円の減額及び6目リサイクル施設費、190万6,000円の減額でございますが、各目の11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、両施設の運営に要する費用の実績見込みにより補正するものでございます。

2-6ページ、7ページの下段から次の8ページ、9ページとなります4款消防費、1項消防費、1目常備消防費、368万4,000円の減額は、13節委託料を実績見込みにより、18節備品購入費を事業の確定により補正するものでございます。

2目消防施設費、1,025万6,000円の減額は、11節需用費から18節備品購入費までの各節について、事業の確定及び実績見込みにより補正するものでございます。

5款災害復旧費、2項その他公共公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費、107万3,000円の減額は、山田消防署庁舎建設工事業の確定により減額するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、2-4ページ、5ページにお戻りを願います。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金、6,529万6,000円の減額は、1 節総務165万4,000円、2 節衛生4,945万1,000円、3 節消防1,419万1,000円をそれぞれ減額するもので、歳入の他の科目の補正額及び歳出補正額に基づき調整し、補正するものでございます。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目衛生手数料350万8,000円、2 目消防手数料27万4,000円の増額は、いずれも収入見込みによるものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目消防費国庫補助金、190万4,000円の減額は、消防ポンプ自動車購入に係る事業費の確定に伴うものでございます。

5 款財産収入、2 項財産売却収入、2 目不動産売却収入、4 万9,000円の増額は、土地及び流木を売り払うことにより処分するものでございます。この処分は最終処分場の予定用地の一部について、一般国道45号、三陸沿岸道路の用地として使用するため、三陸国道事務所から追加取得の協議がされたことによるものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、111万2,000円の増額は、資源物売却代金の収入見込みにより計上するものでございます。

以上が平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、議案書のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

議案第2号

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,257千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,415,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月22日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会 計	官古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款	項			
1 分担金及び負担金		3,109,468	△65,296	3,044,172
	1 負担金	3,109,468	△65,296	3,044,172
2 使用料及び手数料		55,506	3,782	59,288
	2 手数料	54,777	3,782	58,559
3 国庫支出金		70,478	△1,904	68,574
	1 国庫補助金	70,478	△1,904	68,574
5 財産収入		11,834	49	11,883
	2 財産売払収入	11,474	49	11,523
7 諸収入		189,104	1,112	190,216
	2 雑入	189,094	1,112	190,206
補正されなかった款項にかかる額		41,121		41,121
** 歳入合計 **		3,477,511	△62,257	3,415,254

2 歳出		(単位・千円)		
会 計	官古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款	項			
1 議会費		2,521	△461	2,060
	1 議会費	2,521	△461	2,060
2 総務費		183,556	△2,001	181,555
	1 総務管理費	183,186	△2,001	181,185
3 衛生費		1,317,115	△44,782	1,272,333
	2 清掃費	1,317,105	△44,782	1,272,323
4 消防費		1,917,659	△13,940	1,903,719
	1 消防費	1,917,659	△13,940	1,903,719
5 災害復旧費		18,045	△1,073	16,972
	2 その他公共・公用施設災害復旧費	18,044	△1,073	16,971
補正されなかった款項にかかる額		38,615		38,615
** 歳出合計 **		3,477,511	△62,257	3,415,254

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（竹花邦彦君） 日程第6、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、国の例に準じ、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を拡大するとともに、職員及び非常勤職員が育児休業を再取得するなどする場合の要件として、子供が保育所等の入所待機児童である場合を追加するため条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文ごとにご説明いたします。

第2条は、非常勤職員が育児休業を取得できる期間について、育児休業に係る子が1歳6カ月に達する日までであったものを、2歳に達する日までに改めるものでございます。

第2条の3は、第2条の4として新たな規定を設けることに伴い、その第2条の4においても、地方等育児休業の表記を使用できるよう適用範囲の追加を行うものでございます。

3-2ページをお開き願います。

第2条の4は、非常勤職員の育児休業について、育児休業に係る子が1歳6カ月に達する日まで延長してもなお規則で定める場合にあっては、その子が2歳になるまで再延長できるように定めるものでございます。

なお、この規則で定める場合については、育児休業に係る子が保育所等の入所待機児童となっている場合とすることとしております。

第2条の5は、先ほどご説明した規定を新たに設けることに伴い、従来の第2条の4を第2条の5に繰り下げるものでございます。

第3条第6号及び第7号は、職員及び非常勤職員が育児休業を再取得できる要件として、育児休業に係る子が保育所等の入所待機児童となった場合を定めるものでございます。

3-3ページをごらん願います。

第4条は、職員が育児休業を再延長できる要件として、育児休業に係る子が保育所等の入所待機児童となった場合を定めるものでございます。

第10条は、第4条と同様に、育児短時間勤務についても再取得できる要件として、子が保育所等の入所待機児童となった場合を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成30年3月22日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、非常勤職員の育児休業の再延長等及び職員の特別の事情がある場合の育児休業の再延長等の要件について定めようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（竹花邦彦君） 日程第7、議案第4号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 議案集4-1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、標準とする手数料の徴収について制定されております地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宮古地区広域行政組合手数料条例について所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、危険物施設の屋外タンク貯蔵所のうち、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数を引き上げるものでございます。

4-16ページをごらん願います。

次に、附則でございますが、条例の施行日を政令の施行日に合わせ、平成30年4月1日とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、条例案の朗読は省略させていただきます。
平成30年3月22日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料条例の額を改定しようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（竹花邦彦君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 竹 花 邦 彦

署 名 議 員 落 合 久 三

署 名 議 員 尾 形 英 明